

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（削る）	第四十一条 令第十五条第一項の規定により、令第二条の二から第二条の二の五までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。